

別表1 新築住宅及び賃貸住宅(手数料規程第3条第1項関係)

検査種別			手数料(円、税込金額(税率10%))	
新築住宅 ※5 ※6	一戸建て等	設計検査	単独申請	16,500
			併願申請※1	11,000
		中間現場検査	単独申請	22,000
			併願申請※1	16,500
		竣工現場検査	単独申請	22,000
			併願申請※1	16,500
		竣工済特例	単独申請	49,500
			併願申請A※1 (設計:併願、竣工:併願)	38,500
	併願申請B※1 (設計:併願、竣工:単独)		44,000	
	共同建て	設計検査		$55,000 + 2,200 \times M$
竣工現場検査		一般申請※2	$22,000 + 2,200 \times M$	
		登録マンション※3	$22,000 + 660 \times M$	
賃貸住宅 ※6	設計検査	省エネ賃貸 ※4	単独申請	$44,000 + 11,000 \times (N-1) + 18,700 \times M$
			併願申請※1	$33,000 + 7,700 \times (N-1) + 7,700 \times M$
		サ付き賃貸 ※4	単独申請	$44,000 + 11,000 \times (N-1) + 7,700 \times M$
			併願申請※1	$33,000 + 7,700 \times (N-1) + 7,700 \times M$
		まち賃貸 ※4	単独申請	$44,000 + 11,000 \times (N-1) + 2,200 \times M$
			併願申請※1	$33,000 + 7,700 \times (N-1) + 2,200 \times M$
	竣工現場検査	単独申請	$33,000 + 7,700 \times (N-1) + 2,200 \times M$	
		併願申請※1	$22,000 + 5,500 \times (N-1) + 2,200 \times M$	

※N:棟数、M:戸数

※1 併願申請とは下記の申請をいう。

設計検査:設計検査申請までに、センターに確認申請又は設計性能評価申請を行っているもの。

中間現場検査:中間現場検査申請までにセンターに建築基準法に基づく中間検査申請、建設性能評価申請又は瑕疵担保保険の適用申請を行い、かつ、これらの申請にかかる検査と同時に検査を実施するもの。

竣工現場検査:竣工現場検査申請までに、センターに建築基準法に基づく完了検査申請又は建設性能評価申請を行い、かつ、これらの申請にかかる検査と同時に検査を実施するもの。

竣工済特例(併願申請A):設計検査及び竣工現場検査が併願申請であるもの。

竣工済特例(併願申請B):設計検査が併願申請であり、竣工現場検査が単独申請であるもの。

※2 適合証明が必要な住戸のみの申請をいう。

※3 フラット35登録マンションで、団地単位の申請をいう。

※4 省エネ賃貸とは子育て世帯向け省エネ賃貸住宅建設融資の申請をいう。
サ付き賃貸とはサービス付き高齢者向け賃貸住宅建設融資の申請をいう。
まち賃貸とはまちづくり融資の申請をいう。

※5 フラット35Sの適用を受ける場合は、別表3に定める手数料を加算する。

※6 上記のほか、次の場合には別途手数料を加算する。

・他社で設計検査を行い中間又は竣工現場検査のみを申請される場合は、設計検査手数料。

・現場検査後に再度現地での検査が必要な場合は、1回につき別表1の手数料。

別表2 中古住宅(手数料規程第3条第2項関係)

		手数料(円、税込金額(税率10%))	
一戸建て住宅	申請種別	通常	評価書等活用
	財形住宅融資(リ・ユース住宅)	88,000	44,000
	フラット35	110,000	55,000
	財形住宅融資(リ・ユースプラス住宅)		
	フラット35+財形住宅融資(リ・ユースプラス)		

注1 耐震評価が必要な建築物(※建築確認日が昭和56年5月31日以前(建築確認日が不明な場合は、表示登記の日付(新築)が昭和58年3月31日以前)の建築物4)は、上記金額に55,000円を加算する。

注2 評価書等活用とは、新築時の建設住宅性能評価書、既存住宅の建設評価住宅性能評価書、新築時の適合証明書等の(独)住宅金融支援機構が定める書類を確認することによって、基準への適合を確認できる場合の申請をいう。

注3 フラット35Sについては、優良な住宅基準及び特に優良な住宅基準で新築時の評価書等を活用する場合は上記金額に5,500円加算とする。優良な住宅基準及び特に優良な住宅基準で評価書等を活用しない場合で、設計図書で申請する基準を確認できる場合は上記金額に16,500円加算とする。ただし、既存住宅の建設評価住宅性能評価書を活用する場合は加算を行わない。

注3 設計図書で申請する基準のすべてが確認できない場合は、表によらず別途見積とする。

注4 現場検査後に再度現地での検査が必要な場合は、1回につき別表2の手数料を加算する。

別表3 フラット35S申請加算額(手数料規程第3条第3項関係)

1 一戸建て等 ※1、※2

手数料(円、税込金額(税率10%))

検査種別	金利Aプラン(特に優良な住宅)、金利Bプラン(優良な住宅)						ZEH ※9
	耐震性 ※8	省エネルギー性※3			耐久・可変性 ※4 ※5	バリアフリー性	
		金利Aプラン	金利Bプラン 断熱等性能等級5	金利Bプラン 一次エネルギー 消費量等級6			
設計検査	22,000	27,500	16,500	27,500	5,500	5,500	—
中間現場検査	5,500	5,500	5,500	—	5,500	—	5,500
竣工現場検査	—	5,500	—	5,500	—	5,500	5,500

2 共同建て※1、※2、※3、※10

手数料(円 税込金額(税率10%))

延べ面積 (㎡)	耐震性		省エネルギー性※7/バリアフリー性/耐久性・可変性			
	設計検査 ※8	竣工現場検査 ※6	設計検査		竣工現場検査※6	
			基本料金	戸数割増	基本料金	戸数割増料金
～ 500	40,700	49,500	18,700	(一般申請) 2,200×M (登録マンション) 660×M	44,000	(一般申請) 3,300×M (登録マンション) 990×M
500超～ 1,000	53,900	58,300	23,100		51,700	
1,000超～ 2,000	79,200	69,300	33,000		59,400	
2,000超～ 3,000	104,500	80,300	44,000		68,200	
3,000超～ 5,000	156,200	96,800	63,800		79,200	
5,000超～ 7,000	206,800	114,400	84,700		89,100	
7,000超～10,000	258,500	130,900	104,500		100,100	
10,000超～	359,700	163,900	146,300		121,000	

※M:戸数

- ※1 機構承認住宅(設計登録タイプ)または、設計住宅性能評価書によりフラット35S(A・Bプラン)の基準に適合することが判定できる設計検査申請については、上表の額は加算しない。
- ※2 複数の性能を選択する場合の加算額は、上表各々の性能の列の額を合計した額とする。
- ※3 (独)住宅金融支援機構が定める書類(各種証明書等)を確認することによって、フラット35S(A・Bプラン)の省エネルギー性の基準に適合することが判定できる設計検査申請については、上表の額は加算しない。
- ※4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定により長期優良住宅建築等計画について認定の通知を受けた住宅の申請(フラット35S金利Aプラン)については、上表の額は加算しない。
- ※5 住宅の構造を木造(耐久性基準)とした設計検査の申請(フラット35S金利Bプラン)については、上表の額は加算しない。
- ※6 共同建ての竣工検査の加算額について(個別方式の場合)建築物毎で2回目以降の竣工現場検査の加算額は、上表の戸数割増料金のみとする。
- ※7 一次エネルギー消費量等級の審査及び検査を行う場合は、一住戸につき16,500円を加算する。
- ※8 一戸建て等の耐震性を構造計算により検討する場合は、設計検査の申請については、16,500円を加算する。共同建ての耐震性を構造計算により検討する場合は、別途見積とする。免震住宅については別途見積とする。
- ※9 フラット35SZEHの申請には原則として、BELS評価書の提出が必要。BELS評価書によらず、設計内容説明書・計算書等により基準の適合を判定する場合は、設計検査申請に27,500円を加算する。省エネルギー適合判定判定通知書等に追加して、ZEH基準の適合を判定する場合は、設計検査申請に11,000円を加算する。
- ※10 共同建てのフラット35SZEHにおける加算額については別途見積とする。

(各種証明書等)

認定低炭素住宅等であることを証する書類、性能向上計画認定住宅(建築物省エネ法)であることを証する書類、省エネルギー適合判定判定通知書、長期優良住宅であることを証する書類、BELS評価書、設計住宅性能評価書など、(独)住宅金融支援機構が定める書類(所定の等級を満たす事が確認できるものに限る)